

改正の主な内容

「みやま市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格」（以下、「告示」）の改正の主な内容は「市内業者」の定義です。

（１）現時点での告示に定義する市内業者等

①対象となる業者は、水道施設工事業者を含む全建設業者です。

ア. 市内に本店の所在地がある業者  市内業者

イ. 市外に本店があり、市内に営業所の所在地がある業者  市内業者

ウ. 上記ア・イ. 以外の業者  市外業者

この業者の区分は令和7年3月31日までとなります。

（２）改正後の告示に定義する市内業者等

①対象となる業者は、水道施設工事業者を除く建設業者です。

ア. 市内に本店の所在地がある業者（告示1（1））  市内業者

イ. 市外に本店があり、市内に営業所の所在地がある業者（告示1（1））  市内業者

ウ. 上記ア・イ以外の業者（告示3）  市外業者

※水道施設工事業者を除く建設業者には改正はありません。

②対象となる業者は水道施設工事業者です。

緊急事故時のライフライン維持と迅速な復旧を目的としています。

ア. 市内に本店の所在地がある業者（告示2（1））  市内業者

イ. 市外に本店があり市内に営業所の所在地がある業者（告示2（2））  準市内業者

ウ. 上記イのうち市名簿に継続して5年以上の登録があり、5年～10年の市内工事実績を見て認定された者（告示2（3））  認定市内業者

エ. 上記ア・イ・ウ以外の業者（告示3）  市外業者

上記（２）の改正は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度指名願いから適用します。